

青森県報

第千八十号

令和八年
六月十九日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………
(健康医療 福祉政策課) …… 一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………
(同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………
(同) …… 三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) …… 三
- 右 同……………
(同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………
(同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………
(同) …… 五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………
(同) …… 五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) …… 六

○右 同…………… (同) …… 六

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請…………… (構造政策課) …… 六

告 示

青森県告示第百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		居宅介護事業所の種類	変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地		
医療法人すみれ会	医療法人すみれ会	上北郡東北一丁目三〇三	上北郡東北一丁目三〇三	訪問看護	平成二七・三・三
すみれクリニック	すみれクリニック	上北郡東北一丁目三〇三	上北郡東北一丁目三〇三	訪問看護	平成二七・三・三

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
す医療 みれ法 人会		す医療 みれ法 人会		す医療 みれ法 人会		す医療 みれ法 人会		す医療 みれ法 人会	
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北	一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北	一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北
シビ訪 ヨリ問 ンテリ ハ		訪問 看護		居宅 療養 管理 指導		シビ通 ヨリ所 ンテリ ハ		シビ訪 ヨリ問 ンテリ ハ	
ッ科す ククみ リ内れ ニツク	リす ニツ ツク	ッ科す ククみ リ内れ ニツク	リす ニツ ツク	リす ニツ ツク		リす ニツ ツク		リす ニツ ツク	
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北	一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北	一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	一丁目中北 〇目中央郡 三三北郡上 四北東北 の一北
〃		平成 二六・三・二〇		〃		〃		〃	

変更後	変更前	変更後	変更前
す医療 みれ法 人会		す医療 みれ法 人会	
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	
居宅 療養 管理 指導		シビ通 ヨリ所 ンテリ ハ	
ッ科す ククみ リ内れ ニツク	リす ニツ ツク	ッ科す ククみ リ内れ ニツク	リす ニツ ツク
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北	
〃		〃	

青森県告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
す医療 みれ法 人会		名 称	介 護 予 防 事 業 者
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北		所 の 主 たる 所 在 地	事 業 の 種 類
訪問 看護		名 称	介 護 予 防 事 業 所
ッ科す ククみ リ内れ ニツク	リす ニツ ツク	所 在 地	変 更 日
一丁目上北 〇目上北郡 三三北郡東 四北東北 の一北			平成 二六・三・二〇

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会	
上北郡東北 一丁目三四の 〇三		上北郡東北 一丁目三四の 〇三		上北郡東北 一丁目三四の 〇三	
居宅介護支援 管理指導		通所介護予 防センター		訪問介護予 防センター	
すみれ内 科クリニック	すみれク リニツク	すみれ内 科クリニック	すみれク リニツク	すみれ内 科クリニック	すみれク リニツク
上北郡東北 一丁目三四の 〇三		上北郡東北 一丁目三四の 〇三		上北郡東北 一丁目三四の 〇三	
〃		〃		〃	

青森県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	居宅介護支援事業者
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
名称	所在地	変更年月日

青森県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前
医療法人す みれ会	
上北郡東北 三四の一〇三 丁目	上北郡上北町 中央の一〇三 丁目
すみれクリ ニツク	
上北郡東北 一〇三丁目 三四	上北郡上北町中 央の一〇三 丁目
平成 二七・三・三	

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
医療法人すみ れ会	すみれクリニ ツク	平成 三〇・三・三
上北郡東北町上 北の一〇三 丁目三四	上北郡東北町上 北の一〇三 丁目三四	
医療法人弘愛 会	ケアステーション ふれあい藤崎	令和 四・三・三
弘前市大字宮川 三丁目一 の四	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字館岡 九の一の二階	

青森県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会	
一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一	
居宅療養 管理指導		通所リハ センター		訪問リハ センター	
すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック	すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック	すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック
一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一	
〃		〃		〃	

青森県告示第三百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	
名称	介護予防事業者
主たる事務 所の所在地	
事業の種類	介護予防
名称	介護予防事業所
所在地	
変更 年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会		医療法人 すみれ会	
一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一	
介護予防 居宅療養 管理指導		介護所リハ センター		訪問リハ センター		訪問看護	
すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック	すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック	すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック	すみれ内 科クリニック	すみれ クリニック
一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一		一丁目上北郡東北 〇三三四北の一	
〃		〃		〃		平成 二六・三・一〇	

青森県告示第三百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
医療法人すみれ会	医療法人すみれ会	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者
上北郡東北町三四の一〇三	上北郡東北町三四の一〇三	名称	居宅介護支援事業所
上北郡東北町三四の一〇三	すみれクリニック	所在地	変更年月日
			平成二七・三・三一

青森県告示第三百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人すみれ会	上北郡東北町三四の一〇三	すみれクリニック	上北郡東北町三四の一〇三	平成二〇・三・三一
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の一四	ケアステーションふれあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡九の一の二階	令和四・三・三一

青森県告示第三百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の一四	訪問介護	訪問介護事業所ふれあい温泉	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	令和六・八・二五
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の一四	訪問介護	ケアステーションふれあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡九の一の二階	七・二〇・三一

公告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年六月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
○ 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一	田	七六八
三 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七	田	二、〇〇七

二 申請に係る農地の用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一〇	令和九年一月	五年	四五、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	令和九年一月	五年	一一八、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年七月三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭